

《国際家族法研究会報告 (第48回)》

アメリカにおける里親制度

池谷 和子

一 はしがき

子供は両親の下に生まれるので、子供が成人するまでは両親が責任を持って監護・養育することが基本である。しかし現実には、両親を事故や病気で亡くした上に引き取ってくれる親族がいないなど、子どもが天涯孤独になってしまう場合や、虐待をする親など、保護者に監護させることが適当でない児童を、一時的に公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭に支援を行うことで更生させ、児童を家庭に戻すことが出来るようにすることが必要な場合がある。これを「社会的養護」という。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われる(厚生労働省ホームページ)。

このように子供を一時的に預ける社会的養護には、乳児院や児童養護施設といった施設に預ける場合と、里親家庭という個人の家庭に預ける場合という主に二種類が存在する。日本では平成二五年三月現在、児童福祉法により家庭外に預けられている児童のうち、乳児院に三〇〇〇人、児童養護施設に二九三九九人に対して、里親は四二九五人と六分の一以下

である。そこで厚生労働省では、社会的養護が必要な児童を可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができようすべく、施設のケア単位の小規模化と、里親やファミリーホームなどを推進する方針を打ち出している。しかし、実際には里親の登録件数もなかなか伸びず、平成二四年に保護された新生児六五〇人のうち八割を超える五四一人が乳児院に委託されるなど、施設中心の傾向が続いている(平成二五年八月二五日 読売新聞)。

アメリカにおいても日本における社会的養護と同様の制度があり(Foster care system)、「家庭外で子ども達に対する二四時間体制の代替的な世話をする制度」と定義づけられている。日本での社会的養護と非常に似ているが、アメリカでは日本と状況が異なり、養育里親(四七%)、親族里親(二七%)、グループホーム(六%)、養子縁組里親(四%)を合わせると、全体の八四%が里親へと預けられるために、法文獻においては、この制度自体が里親制度と訳される場合も多い(本稿でも便宜上、アメリカにおける社会的養護の制度を、里親制度と訳させて頂く)。

このように、アメリカ社会においては、広く定着している里親制度であるが、様々な問題点についても指摘がなされている。そこで、日本で現在目指している里親制度の実態とはどのようなもので、いかなる問題が存在するのだろうか。アメリカは日本とは文化的素地が異なるとはいえ、里親制度が

歴史的にどのような成り立ち、法的にどのように規定され、いかなる問題が存在するかを明らかにすることは、今後の日本の児童福祉政策に何らかの示唆を与える事柄であると思う。なぜなら、日本もアメリカも児童虐待が大きな社会問題となり、その対策に里親制度が大きく関わっているからである。それゆえ、本稿においては、アメリカにおける里親制度の歴史的・社会的・法的状況と問題点について、まとめてみたいと思う。

二 里親制度の成り立ちと家庭的環境の必要性

アメリカはその植民地時代より徒弟制度を行なってきた国である。一七世紀のイギリスの植民地においては特に、いくつかの「ワークハウス」(そこでは貧しい子供達に、糸を紡いだり織物を織ることを教えていた)を除けば、要保護児童のための施設はほとんど設立されてこなかった。働けない子供達(幼児や障害者等)は自宅で援助を受けるか、タウンや教区の費用負担で他所の家で世話をしてもらっていたのである。そしてそれ以外の孤児・極貧者・ネグレクトされていた子供達に対しては、出来るだけ早い時期から手配しうる最善の間、年期奉公に出されるのが一般的な方法であった。この方法は、当時のアメリカ社会の特質にはとてもよく合っていたと言われる (Robert Bremner, *Children and Youth in America* vol.1, 8 (1970))。なぜなら、生活が危険に満ちており、労働の供給が少なく、小さな子供でさえ役立たせることを期待

されていた当時のアメリカ社会においては、年期奉公という形で召使や徒弟として子供達が働く代わりに、主人が衣食住の面倒を見て読み書きや仕事(農業や商業)を教育することは、子供自身を助けるのみならず、タウンや教区の経費を削減し、社会の秩序維持にも貢献していたからである。何より、当時の社会においては、子供のしつけ及び教育を全面的に担っていたのは教会でも学校でもなく家庭であった。家庭環境は子供にとって今以上に必要不可欠なものだったのである。したがって実の親子関係に代わる徒弟制度とは当然に親子類似のものとなれ、徒弟制度とは孤児・私生児に里親を探す方法であり、怠惰や無知によつて子供を放任している親や、子供にふさわしい家庭を与える能力がないと思われる親の子供達の為に、安全で新しい家庭環境を与える為の方法であった。

しかし、一九世紀に入ると、産業革命の発展による貧富の差の拡大、都市への住民の集中、移民の流入の増大が、治安を悪化させ、これまでの院外救済や徒弟制度が上手く機能しなくなってしまった。その結果、非行少年を矯正させる救護院 (House of Refuge) の設立が行われたり、大人に対しても経済的で仕事とモラルを効率的に教え込むことが出来る救貧院 (Almsouse) 内における施設処遇が主流となり、一八三〇年以降はその大人対象の救貧院から子供達を児童保護施設へと移す運動が始まった。そして一九五〇年には様々な児童保

護施設が七五にも達するようになったのである (Walter [Trautner: From poor law to Welfare states, 99 (1974)]。ところが、このような児童専用の施設でさえ、思わぬ欠点を持っていた。例えば、その多くは非常に大規模な施設で、私立の施設であった。そして州からの補助金制度は経営者たちを金儲け主義へと走らせてしまった。補助金目当てに、出来る限り多くの子供達を自らの施設に詰め込んだ結果、五〇人、二〇〇人もの子供達が一つの建物に入れられて、寝食を共にすることになり、経営者は子ども達に対して秩序・従順・几帳面のみを奨励するようになった。子供達は極度に厳格な予定表によって生活させられ、長期にわたって入所させることで、出来る限り安上がりな食事と保護を与えようとしたのである。そして、このような児童保護施設のひどい実態が社会に知れるようになると、子供はやはり家族と共に暮らさるべきではないのかという批判を生むこととなった。

そのような状況下において、反都市、反移民、反カトリックの思想を持ったプロテスタントの牧師チャールズ・ブレインが、一八五三年にニューヨーク児童救済協会を設立し、ニューヨークの貧困の不良少年達を、都市の施設ではなく、田舎の健全な家庭に委託して真面目な生活をさせようと試みた。これは言うなれば形を変えた徒弟制度であり、田舎の農耕者・製造者など人手の必要などころに子供達を働き手として送り込む代わりに、その家庭において子供達の面倒を見て

もらおうというものである。子供達は往々にして大量に汽車で地方へと送られたために、その汽車は「孤児列車 (Orphan Train)」と呼ばれるようになった。その活動の最初は、ミシガン州の小さな町に四六人の少年少女を委託したことからはまった。教会の説教の後、児童救済協会の目的を詳細に報告した上で、全出席者の理解を得て、働き手を希望する農耕者たちに引き取られていったのである。このニューヨーク児童救済協会の活動が、現在の里親制度の始まりと言われている。

そして時代が下り、子供の健全育成についても家庭的な養育環境が重要であることは心理学的に解明されてきた。一九五〇年以降、発達心理学者のエリック・エリクソンは人は誕生から一年間の乳児期に母親との関係において「基本的信頼感」(他人に対しては、一般に筋の通った信頼を意味し、自分自身に関しては信頼に値するという単純な感覚である)を発達させることを見出した (Eric Erikson, *Identity and the Life Cycle* (1959))。他方、イギリスの精神科医であるジョン・ボウルビイは母子関係における絆としての愛着の存在とその重要性に気づき、母子関係における分離や喪失の弊害について注目した (John Bowlby, *Attachment and Loss*, vol. 1 (1969) vol. 2 (1976))。このことは、子どもは特定の大人 (通常は母親) との密接な関係を通して、健全な精神的発達を遂げることを意味している。さらに一九六〇年代から性革命や女性解

放運動、離婚の激増から片親家庭が増加してくると、母親のみならず父親や兄弟関係など家族内の他の構成員の重要性も認識されるようになるのである。そして「子供の正常な発達にとって重要なものは、継続的な情緒関係、継続的な環境の影響及び安定した外部関係である。」「子供から大人への道は単純ではなく、身体的・情緒的・知的・社会的・道徳的成長に伴って、内的な困難を生じることもまれではない。成長期の内的不安感が強いほど、子供にとっては安定した継続的な外界の支持が必要となる。外界の変化が内的な不安定と同時に起こると、子供の成長は停滞し中断する」(Joseph Goldstein et al. Beyond the best interests of the child. 31-32 (1979)) という見解が登場する。

以上の見解を総合すれば、子供にとって一番良いのは生まれ育った実の家庭で育つ事である。もし、何等かの理由があつて実の家庭が機能不全に陥つたとしても、親が改心して更生出来るなら、元の家庭に子供を返すべきである。その間、子供を預けておくところも、可能であれば施設ではなく、代わりのお父さんお母さんがいる里親家庭が良いということになるのである。では、このような考え方を基として、法的に里親制度はどのように規定されているのだろうか。

三 里親制度と法

アメリカは連邦制の国であるので、実際に子供を保護したり、里親や施設に預けたりすることは、各州における児童保

護機関が裁判所の監督を受けながら行っている。したがって、五〇州それぞれに個別の関連法規は存在するが、ここでは紙面の関係上、州法に影響を与える連邦法に限って解説する。

アメリカでは世界大恐慌後に会社の倒産が相次ぎ、多くの人が無職となつて食べていけなくなつたことが契機となり、連邦政府は一九三五年に「社会保障法 (Social Security Act)」を制定した。その社会保障法 IV—E の部分に規定されているのが、里親制度 (Foster care system) である。

この里親制度には、適格要件として四つの要件が挙げられている。まず第一には、「福祉的要件」である。子供は、少なくとも片親の死亡、家庭の不在、親の精神的な能力の欠如、親の無職のいずれかを理由とするのであれば、親の監護を奪われることはない、というものである。すなわち、両親が揃つていて、家庭で普通に養育されていたにも関わらず、州政府が自分勝手に子供を親の監護から取り上げて里親に預けてはいけないということを意味する。

第二は、「裁判所による判決」である。たとえ州の機関が、片親の死亡、家庭の不在、親の精神的な能力の欠如、親の無職のいずれかの理由によつて子供を保護するのだとしても、それには裁判所による判決が必要だという意味である (緊急の場合には、事後の判決でも可)。これにより、州機関の恣意的な運用を防ぐことが出来るからである。それゆえ、親

が自発的に子供を州機関を通じて里親に預ける場合には、この要件は不要となる。

裁判所における検討事項としては、①子供をそのまま家庭に置くことは、子供の福祉に反しているかどうか、②子供を里親に預ける前、もしくは預けてから六〇日より前に、州は子供が家庭が離れなくて済むような合理的な努力を行ったか、③子供の最終的な目標に向けて、州機関は合理的な努力を行っているか、を一二ヶ月以内に、もしくは一二ヶ月毎に判断するとしている。子供を家庭外に置くのはあくまでも一時的な処遇であり、出来る限り「実の家庭に戻す」か実の家庭に見切りをつけて親権剥奪をし「新しい家族と養子縁組させる」かということを究極の目的としているのである。

第三は、「年齢」についてである。この点は、二〇一〇年一〇月一日より内容が若干変更となった。二〇一〇年九月末までは、単に「一八歳未満か、高校に通っている一九歳未満」というものであったが、二〇一〇年一〇月一日からは「二八歳未満」か「二一歳未満で州の監督の下、高校、短大、就職促進プログラムに通う、もしくは月に八〇時間程度の労働をする子供達、病気の為に何の活動もできない子供達」となった。これには、一八歳になった途端に成人年齢が来たと里親制度から放り出してしまうと、子供達は就職も出来ず、生活もしていけないということになる。そこで、就職し一人でも生活していけるようにと、準備期間を設ける

ようになったのである。

第四には、「預けられ先に関する要件」であるが、①子供達は、適切な場所に預けなければならぬとし、例として、里親家庭、公立施設（二五人を超えない）、私立施設（規模は問われない）が上げられている。②その里親家庭や施設は、ライセンスを受けていること、③里親は身元調査を受けていること、④形態に関わらず州の監督下にあることである。なお、預けられる子供自身についても、合衆国市民であることという要件が明記されている。

アメリカにおいては、各州がこのような連邦法の規定を順守することで、連邦からの多額の補助金が受けられる仕組みになっている。ところで、以上のような要件において、最近特に当てはまってくるのが、児童虐待である。親が子供を適切に監護出来ず、子供をそのまま家庭に置いておくことは、子供の福祉に反していると言えるからである。児童虐待防止法と里親制度との関係としては、①親元に置いておくこと再び虐待される危険性が高い場合に、加害者である親から引き離される措置的処遇と、②子供自身に怪我や精神的なトラウマがあり、治療が必要なためになされる治療的処遇を理由として、場合によっては、児童虐待の通告がなされてすぐから、長い時では、裁判所の決定の下、州機関による更生プログラムの結果、親が更生したと認められるまで、里子に出されることもある。

実際に児童虐待防止への法的な取り組みは、一九六〇年代から各州において実施されてきたが、なかなか功を奏さず、その為に一九七〇年代から連邦が積極的に虐待防止に取り組むようになった。しかし、それが逆に児童虐待の通報件数を劇的に上昇させ、州機関の人手不足も相まって、里子の数も急激に増加させてしまうこととなったのである（拙著『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』（樹芸書房、二〇〇九年）一二九—一三〇頁）。当時、ブルックリン大学の准教授であったマーシャ・ガリソンは、①あくまで里親制度は一時的な措置であって、その間に州が子供や親に行政的サービスを提供することで、児童虐待が生じた原因を解決すべきであったのに、州機関は両親にはほとんど援助せず、子供にも会わせようとしなかったこと、②里親と里子は適当に組み合わされ、里親への指導もめつたになされなかったがゆえに里親子関係は上手く行かないことが多く、子供達は結果的に次から次へと他の里親家庭に移されていったこと、③もはや子供達が実親家庭には戻れないという状況が生じていたとしても、親権剥奪・養子縁組といった法的手段を取ることもなく、子供達は里子のまま置かれ続けたこと、という三点を主な里子の増加原因として論証している（Marsha Garrison, *Why Terminate Parental Rights?*, 35 *Stanford Law Review* 428-431 (1983)）。その結果一九七〇年代末までには、州機関への不信感が高まり、さらには里親から里親へとたらい回しに

されている五〇万人以上の里子を救うべきことが契機となり、「一九八〇年養子縁組援助と子供の福祉に関する法律（Adoption Assistance and Child Welfare Act）」という連邦法が制定された。この法律は里子を減らす為に実親子関係の維持・修復・再統合を重要視し、州に対して「適切な努力要件」を立法化するように義務付けるものであった。すなわち、虐待を理由に子供を家庭から移そうという場合には、その前に家庭を維持するよう「適切な努力を行うこと」で子供を移す原因を取り除くように努めること、もしやむを得ずに子供を里親に預ける場合には、再び子供を実家に戻すことを目標として、州機関は「適切な努力」を行うこと」を定めている。この法律により、各州の児童保護機関の姿勢も非常に慎重になり、むやみに子供を家庭から引き離すのではなく、実親子関係の維持を主軸として虐待の解決を図ろうとし始めるようになった。

しかし事態が好転し始めた直後、景気悪化による貧困者の増加、連邦及び州政府の福祉予算の削減、虐待通告件数の更なる増加、麻薬やアルコール中の蔓延等、一九八〇年代の一〇年間には様々な事態が重なった為に（Richard Krugman, *Child Protection Policy in The Battered Child*, 628-630 (Mary Helzer et al. eds. 5th ed. 1997)）、一時減少した里子が再び五〇万人を超え、里子期間の長期化とたらい回し現象が現れ始めた。他方で、「適切な努力要件」があるために、どれほどひどい虐待

をする親に対しても、いつまで経っても親権剥奪をすることは難しくなり、里子数の増加の原因になっていると言われるようになってしまった。そこで今度は「一九九七年養子縁組と安全な家族に関する法律 (Adoption and Safe Families Act)」を制定することで一九八〇年法の改正が行われた。主な改正点としては、①適切な努力要件の例外を明記し、「拷問・遺棄・性的虐待といったあまりにひどい環境(この内容は各州によって決められる)」「両親が他の子供(その子にとっては兄弟)を殺した場合、もしくは殺すことを教唆・帮助・共謀した場合」「州機関がすでに他の子供(その子にとっては兄弟)に対する親権を剥奪していた場合」という三つの場合には例外として「適切な努力要件」は強制されないこと、②審理期間の短縮や親権剥奪基準の新設による手続きの迅速化、③最終的な処遇をこれまでの一八か月から一二か月へと短縮したこと、である。

四 問題点

このようなアメリカにおける里親制度の問題点としては、主に次の五点が上げられると思う。

まず一点目は、アメリカにおいてはすでに膨大な数の子供達が里親に預けられており、この数をどのようにして減らすか、という点である。かつてひどい時では五〇万人以上の子供達が里子となっていた時期もあったので、それに比べれば、最近はその五分の四まで減ってきたものの、未だに

四〇万人の子供達が里子として預けられている。里子が多過ぎると公的な費用が多くなる過ぎるというだけではなく、里子のたらい回し現象が起こり、受け入れられる里親家庭が減ってきているという実情もある。また、里親制度自体、二年ごとの契約更新形態による不安定な環境であり、子供達は慣れるのに必死で、精神的に不安定になったり、勉強に身が入らなくなったり、自殺率が高くなったりすると言われている。

二点目は、子供の利益、親権、里親の権利、社会の利益のバランスを法的にどのようにとるか、という問題である。例えば、①子供が実の家庭にいるのと里子に出されるのと、どちらが子供の利益であるかをどのように判断するか、②親が自分の如何ともし難い事情(障害や職業等)で子供を取り上げられても良いか(親権との関係をどのように考えるか)、③里親の権利をどの程度法的に保障するか(行政がいつでも勝手に預けていた里親から里子を引き上げてしまっても良いのか)、④社会の利益、(子供の健全な育成、次世代の保護)と家族の保護(親権、子供の利益)との関係をどのように設定するか等、難しい問題が散在している。

三点目は、養子縁組を待つ子供の増大という問題である。一九九七年の「養子縁組と安全な家族に関する法律」以降、出来る限り子供達を不安定な環境から救い出そうと、遅くても一年以内には最終決定を出すような努力が続けられてきた

(それはすなわち、一年以内に親が更生しなかつたら、実の親は諦めて子供には新しい親を用意しようという意味に等しい)。しかし日本と違って、親権剥奪をした後に養子縁組をするというアメリカの制度では、次々と実親の親権を剥奪しても、新しい養親が来るまでは里子のままである。しかも家族の崩壊が著しいアメリカでは、なかなか新しい養親も見つからない。その結果、法的な親がいままの子供が現在では一〇万人を超えているのである。

四点目は、実の家庭から引き離すこと自体への問題である。例えば、心理学者であるケリー・ドラチは、虐待を受けた子供であっても、子供を家庭から分離することはそれ自体、子供に対して心理社会面での悪影響のリスクが存在すると明言し、次のように述べる。「子供を家庭から分離して措置するという方法は、それ自体が心理的・社会的悪影響の危険因子になりかねない。分離は、子供の初期の愛着形成や日常的な経験を遮ってしまうからである。虐待を受けた家族であっても、分離されて里親に託された子供は、不安・喪失感・悲嘆・抑うつ反応を呈することが少なくない。このような情緒的体験を受けた場合、子供の発達の重要な節目を自力で乗り越える機会を妨げたり、歪めたりする可能性がある」(Kerry Drach, *Initial Psychosocial Treatment of the Physically Abused Child 95-96*, in *Treatment of Child Abuse* (Robert Reece eds. 2000))。前述したように、子供が健全に発育して

いくには情緒的な交流が不可欠であるが、親子の物理的な一体性が情緒的な交流を後押しし、その時間の蓄積の中で愛着関係・信頼感・自尊心を形成させていく。親を加害者として即分離することは、子供にとって物理的に親を失い、転校して親しい友人を失うのみならず、子供から心理的に甘えることの出来る対象を無理矢理奪ってしまうことになるのである。もちろん、子供が実親家庭にいたのでは明らかに命の危険に晒されている場合には、親子を分離しなければならぬことに異論はない。しかし、加害者と被害者という観点から安易に実の親子を引き離すことは、子供自身の利益にすぎらないのである。

五点目は、養育費だけが目当てで実際には世話をするつもりがない里親や、虐待をする里親、複数の里子を預かっている場合に里子から里子への虐待を防ぐことが出来ない等、里親家庭についての問題である。

現在のアメリカでは家族の崩壊が進んでいて(その証拠に虐待家庭が増えているとも言える)、片親家庭も多く、里子を預かれるほど精神的にも経済的にも余裕のある家族は少なくなっている。その為、行政側も警沢を言うことは出来ずに、(州によって多少は異なるが)里親になるには三〇時間程度の講習で里親制度の大枠を学ぶ程度しか義務付けられていない。さらに、行政も手が足りずに、里親へなった後のサポートもあまり充実していないと言われている。その為に、適性

のない者が里親になったり、里親としての適性もあり最善を尽くす里親であっても、知識や経験が乏しい為に時に上手くいかなくなつて里子を帰さざるを得なくなつてしまう場合もある。同時に、里親の絶対数が少なく何人も里子を預からざるを得ないことも多く、年長の里子が年少の里子に対し、里親の目を盗んで問題行動を起こす(危害を加えたり、性的ないたずらをしたり)という可能性は常に潜んでいるといえるのである。

以上五つの問題点の根本には、実は共通する大きな原因がある。それは現在、アメリカの家族の状況が大きく揺らいでいることである。アメリカにおいては一九六〇年代以降、社会全体に多様化と自由化の波が押し寄せたため、社会における個人の自由がより拡大され、女性の社会進出も大きく進んだが、反面、水面下で個人を支えてきた「家族」や「子ども」の分野では大きな損害を被ることとなったのである。例えば、性革命によって性がオープンとなり、結婚するしないに関わらず性交渉を行うようになったり、結婚自体を軽く考えるようになる風潮が生じたため、結婚率は大幅に下がり、逆に離婚率は四倍以上に上昇、非嫡出子の出生は八倍にもなった。離婚と非嫡出子の増加は、一九六〇年にはたったの九%だった片親家庭の数を二〇一一年には二六%まで激増させてしまったのである (Institute For American Value, The

State of Our Unions 2012 (2012) 62-96)。

片親家庭では、一人の親が文字通りにたった一人で、仕事、家事、育児をすべて担当しなければならぬ。しかも死別の場合と違って、離婚の場合には元配偶者と裁判で争ったり、一方的に捨てられて心に傷を負う場合もあり、精神的にも余裕がなく、子どもの生活の隅々まで気を配って親としての責任を果たすには、より難しい環境に置かれてしまうことが多くなる。

加えて今日、機能不全家族の代表ともいべき児童虐待も一九六〇年以降、大幅な増加傾向にあり、減少する傾向すら見られない。最新の二〇一一年の統計によれば、全米において六二〇人の子ども達に対する三四〇万件の児童虐待の通告があり、裁判所において虐待を受けたと認定された子ども達は六八万一千人にも上っているのである (U.S. Department of Health & Human Services, Child Maltreatment 2011 (2012) 5-6:19)。

親を亡くして天涯孤独の子どもやたまたま機能不全の家庭に生まれた子どもは、一人で生きて成長していくことが困難な為に、補充的に健全な家族に預けることで子どもの健やかな成長を保護しようというのが里親制度の根本理念である。にもかかわらず、そもそも二親揃った健全な家庭自体が年々減少していることこそが、アメリカ里親制度の将来に暗い影を落としているといえるのである。

五 むすび

アメリカの里親制度は歴史もあり、一時的であつても家庭的な環境が子供の健全な発育の為に重要である以上、不可欠な制度であるとも言える。しかし同時に、アメリカでは一九六〇年代以降は離婚や非嫡出子の増加によって核家族すら解体し始めており、他人の子まで預かることの出来る家庭は減少しているし、反面には児童虐待やDV家庭など機能不全を抱えた家族が増大している。その結果、最近の里親制度においては、保護者が亡くなって一人ぼっちになってしまった子供を対象とするよりも、児童虐待の受け皿としての側面が強い。そのため、子供自身が虐待の経験によって里親になかなか懐かなかつたり、痼癢を起したり、以前に比べてさらに難しい問題も出てきている。

日本においては、児童福祉法により社会的養護が行われている児童は約四万七千人と、アメリカのおよそ十分の一ではあるが、児童虐待相談が急激に増加し、一時保護の数も増加し、施設による被虐待児の割合も上昇していることはアメリカと同様である。児童虐待問題自体を解決していかなければ、アメリカ同様に社会的養護をすべき子供の数が行政の許容量を超える事態ともなりかねず、虐待問題は早急に対処すべき問題と言える。

また、厚生労働省は里親制度が家庭的な環境の下で子ども

の増加を目指している。里親委託率は、平成十四年には七・四％であつたが、平成二十三年三月末には十二％に上昇し、平成二十六年までには十六％に引き上げることが目標として

いる。

一般論としては、子供達が家庭的環境の中で育つことは、大変重要である。しかしアメリカとは異なり、日本においては里親制度はあまり人気のない制度である。日本では継続的な人間関係を重視する為、養子縁組なら良いが、一時的に世話をするだけという里親制度は好まれない。さらに、アメリカにおいても上述したように里親制度には多くの問題点も存在する。特に、里子である期間が長期化されればされるほど、里親次第では子供達は次の里親、さらに次の里親と、たらい回しにされ、その度にことに里親家庭そのものだけでなく、地域、学校、友達等、すべての環境が変わってしまう。このことは、子供達にとって精神的にも非常に負担となるということを考え合わせれば、子ども達にとって家庭的な環境は望ましいものではあるが、あくまで「安定した」家庭環境が望ましいのであつて、無理に里親を増やすよりも現在行われている施設における小規模グループケアに一時的に預け、一刻も早く実の家庭に戻せるように（実親がどうにもならない場合には養子縁組によって安定した生活が出来るように）すべきことが優先されるのではなからうか。

（いけや・かずこ 長崎大学教育学部准教授）